

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（登録番号 113 号）

車両系建設機械のうち、整地・運搬・積込み用及び掘削用の技能講習です。

具体的には、次のような機種となります。

- ・整地・運搬・積込み用及び掘削用（ブルドーザー、トラクターショベルなど）
- ・掘削用機械（ドラグショベルなど）

※機体質量 3 トン以上の車両系建設機械（整地等）の運転業務には、技能講習などを修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。（3 トン未満は特別教育が必要）

所持資格による受講コース

38 時間 6 日間	A	所持資格が何も無い
18 時間 3 日間	B	自動車運転免許（二輪及び小型特殊は対象外）を保有せず、小型車両系建設機械（整地等） 運転特別教育終了後に 6 ヶ月以上の運転経験を有する方
14 時間 2 日間	C1	大型特殊自動車運転免許保有者
	C2	不整地運搬車運転技能講習修了者
		普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、下記項目のいずれかに該当する方
	C3	機体質量 3 トン未満の小型車両系建設機械（整地等）または（解体用）運転特別教育終了後に 3 ヶ月以上の運転経験を有する方
	C4	最大積載量 1 トン未満の不整地運搬車運転特別教育終了後に 3 ヶ月以上の運転経験を有する方

コース別講習時間

種別	科目	時間	コース		
			A	B	C
学科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間	○	○	免除
	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	5 時間	○	○	○
	運転に必要な一般的事項に関する知識	3 時間	○	○	○
	関係法令	1 時間	○	○	○
実技	走行の操作	20 時間	○	免除	免除
	作業のための装置の操作	5 時間	○	○	○
合計		38 時間	38 時間	18 時間	14 時間

注 1、 必要な講習時間は法令で定められており、受講者さんが所持している資格、実務経験により異なります。

注 2、 学科、実技それぞれに修了試験があります。定められた合格点に満たない場合は不合格とします。

注 3、 定員は各区分 10 名です。

注 4、 事情を問わず講習開始時刻に遅刻した時は受講を認めません。払い込み済み受講料の返金もありません。台風などの天候不良等の場合は日程変更で対応致します。

注 5、 開講にあたって最低人数が設定されています。少人数の場合は次の日程に変更して頂く場合があります。

注 6、 学科講習は表面記載の所在地ですが実技講習は別の場所になります。学科講習後に改めて案内いたします。

注 7、 外国語（現在は中国語のみ）の補助教材と学科試験問題を用意できますが、それぞれ別途料金が必要です。

注 8、 現在、A コースは開講しておりません。

免除 B コース受講料 44,000 円

免除 C コース受講料 40,700 円